

# 知恵の樹

No. 251 2021.1.26

町田の図書館活動をすすめる会

<https://machida-library.jimdo.com>

代表：手嶋 孝典

[tejitaka@f8.dion.ne.jp](mailto:tejitaka@f8.dion.ne.jp)

## 鶴川図書館の廃止を認めない！！

### 公立図書館として存続を！ — 利用者の声 ② —

#### 本は心の栄養

青木 成子(広袴在住)

我が家は子ども達3人が小さい時に都心から転居してきて35年程。子どもが小中学校の頃は親子で利用してきた鶴川団地図書館は、今でも私の癒しの場です。仕事帰りや調べ物・考え事がある時に気軽に立ち寄れる場所にあり、いつも変わらない図書館の空間は大事な交流の場にもなっていると思います。

私は今、地域の小学生や乳幼児親子に絵本の読み聞かせをする機会が多いので、絵本や本を通して心が通じ合う時間を大切にしています。「食べ物」は体の栄養・本は心の栄養の言葉が好きで、子ども達が絵本に出会う事は、心が豊かに成長するきっかけ作りになると実感しているところです。絵本に触れる事で言葉に興味を持ち、好奇心が広がり未知の世界に目を向け始めると、遊びの幅が広がり表情が豊かになってきます。赤ちゃんから幼児期では、お母さんが読んでくれる絵本が大好きになり親子の絆が深まる様子を感じます。

慌ただしい暮らしの中で、子どもも大人も本に触れる時間を作るのは大変とも思いますが、だからこそ、いつも近くにさりげなく本がある環境が大事だと思い、地域生活に根付き、みんなの居場所となっている鶴川団地図書館の存続を応援する日々です。

#### 私と図書館

梅沢 規子(鶴川5丁目在住)

中学、高校の頃は、全集など高価な本を読むために図書館に通っていたものです。

今は、テレビで劇化された小説の気に入った作家の

ものとか、女性史に少し関心があるので、気になるものを調べたいと思うと図書館の受付の方の力を借りて関連の本を探してもらっています。

書店は、売れる本中心で、売れない本など置いていないのが現状で、読みたい本は、書店ではなく図書館にあると私は思っています。

目が悪くなって月に数冊読むのがやっとの私ですが、鶴川図書館は、食料品や日用品を売るお店と同様に必要なところだと思うこの頃です。

#### 子どもたちの居場所としての図書館

高橋門樹(こども教室もんじゅ)

先日、私が経営する塾で小学4年生の女子に「鶴川図書館に行ったことある？」と尋ねました。彼女は「はい。時々、学校帰りに本や学習漫画を読んでいます」と言います。4年生から学童保育がなくなり、塾がない日はお母さんが仕事から返ってくるまで図書館で過ごすようです。

鶴川図書館で司書の方に聞くと、「平日の夕方はいつも閉館時間まで本を読んでいる小学生たちがいます」とのこと。当教室の女子生徒も、そのうちの1人なのでしょう。共働き家庭が増える中、家の近くにある図書館が子どもの居場所であり、子どもを見守る場所になっています。

鶴川図書館は児童書が全蔵書の43.8%を占めます市立図書館全体の児童書所蔵率22.4%の約2倍です。(町田市立図書館編『町田の図書館(2019年度)』)。半世紀近く前に団地内に開設された同図書館の特質は、今でも放課後に徒歩で来る地域の子どもの受け入

れる素地です。

元文部科学省事務次官・前川喜平氏は新聞コラムで不登校児童に向けて「学校の代わりに図書館なんかどう？」と呼びかけました(『東京新聞』2019年8月25日

朝刊)。安心かつ安全な子どもの居場所として、図書館の社会的機能に改めて着目してもよいのではないでしょうか。

## 情報公開請求再申請について (報告②) 手嶋 孝典

昨年12月7日に情報公開請求の再申請を行い、その結果が開示された。再申請の内容については、本紙前号(No.250)で報告済みだが、改めて項目だけを示すことにする。

1. 町田市立図書館のコロナ禍(COVID-19)に伴う全館休館に関して
2. 町田市立図書館ホームページの閉鎖及び再開に関して
3. 「今後の町田市立図書館のあり方について」の諮問に関して①
3. 「今後の町田市立図書館のあり方について」の諮問に関して②

まず、12月8日付の文書「公文書公開請求書の写しについて(送付)」が郵送された。それを読んで驚いた。「当該請求の担当課として、生涯学習部図書館に請求書原本を送付いたしましたので、当該請求書の写しを送付いたします。」とある(下線は筆者)。

2. については、確かに図書館が担当課だが、1.、3.-①、3.-②については、図書館ではなく、生涯学習総務課を想定していたので、市政情報課に電話した。

誤りを指摘したところ、3.-①、3.-②には、括弧書きで生涯学習総務課と指定しておいたので、担当者も非を認めた。本来からすると、1. も図書館ではなく生涯学習総務課を指定するつもりだったが、特に指定はしなかった。というのは、中身を読めば、当然図書館ではなく、生涯学習総務課であることが分かると思ったからだ。もちろん、3.-①、3.-②もわざわざ指定しなくても、内容で判断できるはずである。ところが、そうはならなかったところに現在の行政職員の劣化が顕在化しているといわざるを得ない。

具体的には、1. については、「3月2日からの休館を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切」を8月11日に請求をしたところ、公開されたのは、「生涯学習部所管施設の休止等について」という起案書1件だけだった。これは生涯学習部生涯学習総務

課が指示した「生涯学習部所管施設の休止等について」に従って行った收受起案に過ぎないので、「生涯学習部所管施設の休止等について」という起案書の根拠となる「全館休館に関して3月2日からの休館を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切」を改めて請求する、という内容である。收受起案というのは、受け取った内容をそのまま起案するということである。つまり、生涯学習総務課が何らかの根拠に基づいて発信したものを、図書館が受け取ってそのまま起案したものに過ぎない。だから、「生涯学習部所管施設の休止等について」という起案書の根拠となる「会議録、起案書などの文書一切」を再請求したのであり、それは生涯学習総務課に存在するはずである。どう考えても図書館には存在するはずがない。それを図書館に存在すると判断した市政情報課に非があることは明白であろう。

3.-①については、「町田市立図書館協議会ではなく、町田市生涯学習審議会に諮問することを決定した経緯が分かる」会議録及び起案書が図書館で起案されていないことは明らかである。というのは、図書館が図書館協議会ではなく、生涯学習審議会に諮問することを意思決定することはあり得ないことだからである。

3.-②については、「生涯学習審議会事務局である生涯学習総務課が諮問内容を補強するために作成した資料で、図書館では作成していないため」ということなので、生涯学習総務課には存在するはずである。だから、それが「策定された経緯が分かる」会議録及び起案書を改めて請求した訳である。

12月14日付で「公文書公開請求書の写しについて(送付)」が郵送された。市政情報課に電話をしてから、かなり日が経過していたが、3.-①、3.-②の主管課が図書館から生涯学習総務課に変更されており、「12/10. 請求人との電話(にて)補正」との書き込みがあった。随分のんびりした処理というはかないが、12月10日に電話で話したことを12月14日付の文書で補正したと

いうことである。いずれにしても、「公開できるか否かを」  
「2020年12月21日までに決定」とのことだった。

公開請求した文書を開示するという連絡が電話であ  
った。メールでのやり取りの結果、1月12日に生涯学  
習総務課、図書館の職員立会いの下で閲覧すること  
になり、市役所の市政情報課まで出掛けた。ところが、公  
文書公開決定通知書を見て唖然とした。あろうことか、  
4件とも8月25日に開示されたものと全く同じものであ  
ったからだ。そもそも、公文書公開決定通知書の日付  
は、図書館の文書が12月18日付、生涯学習総務課  
の文書が同月21日であった。この通知書は、当方に  
送付されることなく、閲覧文書と共に手渡されたのであ  
る。郵送されていれば、公開される公文書の件名が、8  
月25日に開示されたものと同じのものであることが分  
かったはずである。それ以前の問題として、閲覧の話  
を電話やメールでやり取りしている時点で、どうしてそ  
れを明らかにしてくれなかったのだろうか。わざわざ市  
役所まで出掛ける必要はなかったのにと、怒りが込み  
上げてくるのを抑えることができなかった。

8月25日に開示されたものでは意味をなさないから、  
理由を示して再請求しているのに、なぜ同じ文書を開  
示するのだろうか。公文書公開の再々請求を行い、文  
書が存在しない場合は、「公文書不存在決定通知書」  
の発給を求めることとしたい。(会代表)

## 「第6回図書館カフェ in 鶴川」開催のお知らせ 主催：鶴川図書館大好き！の会

1月31日(日)午後2時から4時まで、オンライン  
とリアルの会場で開催します。オンラインは、ZOOM  
を使い、リアルの会場は、鶴川市民センター第1会議  
室です。

市は、「効率的・効果的アクションプラン」の一環と  
して、鶴川図書館の再編を実行に移そうとしていま  
す。市立図書館として残すために市に対してどのよう  
に対応するかを皆さんと話し合っ、方向性を探りたい  
と考えています。今は、鶴川図書館の今後が決ま  
る正念場です。ぜひご参加ください。

参加費は無料です。参加は予約制。お名前、連絡  
先(電話番号のほか、ZOOM参加の場合は参加  
URLをお送りしますので、メールアドレスも)を明記  
のうえ、事務局(鈴木)までお申し込みください。(メ  
ール [suzumasa3964@gmail.com](mailto:suzumasa3964@gmail.com) ☎090-1863-5174)

\*市は、2月20日(土)と3月13日(土)の2回に  
わたって、「鶴川図書館再編後の姿を考えるワ  
ークショップ」を計画。ぜひ、こちらにも参加し  
て、地域にかけがえのない鶴川図書館をどのよ  
うにして残すかご意見を出してください。(中央  
図書館に電話で申し込み ☎042-728-8220)

## 第18期図書館協議会 第9回定例会報告 (報告者 清水 陽子)

2020年12月23日(水)午後2:00~4:00 中央図書館ホール 出席10名 傍聴1名

### 【協議事項】

#### 1. 図書館からの報告事項について 副館長より報告

##### (1)再開館後の状況(11月)

昨年度の実績にはほぼ同じところまで、回復してきた。新  
規登録者数が対前年度比155.9%となったのは、横浜  
市との連携が始まったため。

##### (2)町田市議会等の動向

#### 1)市議会第4回定例会 一般質問

・藤田学議員『ニューヨーク公共図書館に学ぶこれか  
らの図書館のあり方について』

・殿村健一議員『市立図書館の役割と今後のあり方、取  
組について問う』

①市立図書館の役割と市民の声、鶴川図書館とさる

びあ図書館の存続を求める請願採択をどう認識してい  
るのかを改めて問う。

⇒請願採択によって図書館サービスを社会の変化に  
対応して将来にわたり提供し続けていくことの重要性を  
改めて認識していると答弁。

②生涯学習審議会と図書館協議会の役割、再編計画  
と指定管理者制度に関する議論、運営について問う。

委員：審議会と協議会の役割についてはアクション  
プランに関わることでの質問か。

⇒条例でどのように定められているかを答弁した。審  
議会は教育委員会の諮問機関であり、協議会は館長  
の諮問に対して答申するもので、どこからの諮問を受  
けるかということについて答弁した。

委員:一般論としてはそうだが、殿村議員は「市立図書館の役割と今後のあり方について問う」という文脈の中で聞かれていると思うが、そのことについて図書館として発言されたか。

⇒そこまでの言及はしていない。

委員:殿村議員の質問は2010年の図書館のあり方については協議会に諮問されたが今回なぜ審議会かというものだったが、その時は未だ審議会がなかったという回答だった。他市では両方あっても図書館のことは図書館協議会に諮問しているところが多いので、私は納得できなかった。

委員:私も図書館の運営に関することは図書館協議会に諮問するのが自然だと思う。

・東友美議員『図書館における公共フリーWi-Fiについて』

委員:大きな図書館では施設をゾーンニングして様々な用途で使えるようにすることも必要。図書館にフリーWi-Fiが整備され、調査研究ができる環境が整うことは利用者にとって利便性が高いので、すすめるのが良い。

⇒現在、事業者のWi-Fiが整備されているが、1社のものに対応しているだけ。今後の課題だ。

委員:電子図書館を導入しても通信料は利用者が持つことになり、無償で本が読めるわけではない。図書館で読むときは無償で読めることを保証する意味でも、館内のフリーWi-Fiの導入は考えるべき。

・三遊亭らん丈議員『効率的・効果的な図書館サービスのアクションプランについて』

(3)「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」に基づく取組状況など

1)鶴川駅前図書館の指定管理者制度導入にかかる検討状況について

鶴川駅前図書館係長より

●指定管理者制度導入の懸念事項・不安なことへの対応について

審議会・協議会からの意見、利用者アンケートのQ7不安なことはあるかQ12ご意見要望にある懸念事項を5つに分類しそれに対しての仕様書などでの対応事項が記された表により説明。回答のないものは後日に。

①貸出冊数の減少

・貸出冊数に影響が出る資料費は教育委員会が予算を持つか、指定管理者に一定程度確保されるなど、町

田市立図書館としての水準を維持する。

・選書の最終決定は教育委員会が行う。

・指定管理者との定例会議やモニタリング評価を通して、運営状況を評価し、改善を求めることへ対応する。

委員:指定管理者にとって貸し出し冊数はインセンティブがない。

委員:教育委員会が選書の最終決定をするとあるが教育委員会に選書ができる専門家を置くのか。

委員:市立図書館全体で複本は2冊ぐらいになるように選書されている状況で、市立図書館の一館として、どのように運営されるのかイメージができない。

委員:市立図書館としての蔵書構築がなされなければならず、そのためには蔵書の一体性が必要。選書時に摺合せをする必要がある。

②コスト削減効果への疑問

・根拠のない経費増大が起きないように、モニタリング評価を通じて運営状況を確認することで対応する。

・サービス低下を防止するため、定期的な利用者アンケート調査などにより事業者の監督をする。

委員:頑張れば頑張るほどお金がかかるのは当然。お金をかけずに良いものはできない。

委員:根拠のない経費増大とはどのようなことを想定されているのか。⇒急激な人件費の増大など。

委員:ワーキングプアを生み出すことがないように。

③適切な運営の継続

・市の方針と直結した運営ができるように、仕様書において「指定管理者に求める図書館サービスの方向性」を記載し、町田市立図書館を構成する1つの館として運営することを求める。

・指定管理者が適切な管理運営をしているか中央図書館の地域支援の機能によりサポートする。

④職員の専門性や継続性の確保

・専門性を維持するために一定程度の司書率を求める。

・引継ぎ時には引継書を作成し、引継ぎ業務は教育委員会の承認をもって完了となるなどを仕様書に記載し、事業者が替わる場合でも継続性が担保できるようにする。

委員:司書資格は単なる資格で専門性を得るためには経験の蓄積が必要。名ばかり司書では専門性を担保できず、司書率だけでは専門性の維持には繋がらない。

## ⑤個人情報の保護

- ・町田市個人情報保護条例や同施行規則、町田市情報セキュリティ基本方針を遵守し、適切な運営をすることを求める。
- ・従事する職員に対して、退職後も含めて個人情報や一般に公開されていない事項などを漏らしたり、業務目的以外に使用しないよう求める。

委員:この対応は全般的にボトムアップ的な、利用者の視点で作られており、図書館を実際に運営している職員としての懸念や課題が検討されていない。図書館として指定管理に対する懸念を検討するべき。

委員:蔵書のすり合わせを十分にやっていないところもある。選書及び廃棄の問題も含めて一体性を持つことが重要。

委員:町田市の今後の方向性を明示しなければ、そのための提案が得られない。今後の方向性についてどのように示されるのか。

### (4)その他

1)移動図書館そよかぜ2号車の不調対応について不調となり、修理に出している間、市役所の車輛で、ミニBMとして運行してみた。BMの一部サイズダウンについての検討にもつながっている。

### 2. 移動図書館について

さるびあ図書館係長より説明:第9回からは中長期的な視点から図書館サービス拠点の姿について意見を求める。

他自治体の例などを参考に考えられる姿を作成した。

#### (1)現状維持

(2)学校図書館の開放:立替え時などに校地内に図書館を建設し普段は学校が使用。あわせて移動図書館を削減。

委員:蔵書構成やセキュリティ面から現在の学校図書館をそのまま開放するのは難しいが、週末開放は可能性あり。予約資料の受け渡しは随時。

委員:学校図書館を開放するというよりは校地内に地域館を作り学校が利用する形の検討を。

(3)移動図書館の再編成:現行3台⇒中小車両の導入。大1、中2、小2想定。

(4)予約資料受け渡し場所の拡充:公共施設の他、郵便局、スーパーなども想定。

委員:JAやコンビニも考えられる。

委員:南町田のリエゾン移動後、予約本の受け渡し

数が激減している。利用しやすい場所の選択が必要。

(5)資料配送サービスの導入:図書館遠隔地対象にインターネット予約の本を配送。

委員:有料か無料かによっても違ってくる。有料とするなら公平な図書サービスとならず、移動図書館の代替にはならない。また高齢者にはネット予約が難しい人もいる。

⑥電子書籍サービス:紙の資料の提供と併用。

委員:長期的に考えると必要だが、移動図書館の利用者の代替にはならない。

委員:台湾の高雄のように駅などの無人の自動貸出し図書館も考えられる。

委員:移動図書館にも大型でPCを積み、Wi-Fiできるようにしているものもある。新しい移動図書館像を考えてもいいのでは。

委員:図書館側は将来をどう考えているのか⇒4つの目指す姿が実現できるものにした。

委員:今回提示された案は、移動図書館の再編成(買い換えて中小型を増やす)や電子書籍サービスなど、費用が掛かるが、その辺のことはどうなのか。

⇒お金のことを言うと、何も考えられないが、中長期的なこととして、考えてほしい。

### 3. 第3期町田市図書館評価について

各項目の評価のとりまとめがMLで行われ、シートに記入された。細かい修正や意見交換が行われた。全体を見通して、委員長が報告を作成するが、その際に特に載せたいと思うことを挙げた。

・協議会の回数が少ない中で、説明もなく、その場で評価を考え、まとめるのは無理がある。

・評価の前段階に事業概要がわかる詳細な資料や説明が提供され、情報共有する必要がある。

・地域協働やボランティアについての根本的な検討。

・外部評価のあり方

委員長が1月15日くらいまでに報告文案を書くので、他の委員にはそれにコメントをしてほしい。

### ★次回第18期図書館協議会第10回定例会

2021年3月24日(水)午後2:00~4:00

町田市立中央図書館 6F ホール(リモートの可能性あり。その場合は生涯学習センター)にて傍聴可  
傍聴しましょう! (中央図書館にご確認を)



# ひろば

## 例会 12/22 (火) 報告

- ・16:30～ 印刷・発送作業等:  
清水・鈴木(真)・手嶋・丸岡・守谷
- ・18:10～20:05 中央図書館・中集会室  
出席:清水・鈴木(真)・手嶋・中野・野口・守谷

### 議題

#### 1. 会報について

次号(Nº251):巻頭言(鶴川図書館への想いを数人の方に書いて頂く②)、第18期図書館協議会第9回定例会報告(清水)、「こんな本見～つけた!」第24回(未定)⇒なし、情報公開再請求結果報告(手嶋)、伊藤忠記念財団子ども文庫功労賞を志村妙子さんが受賞した記事→次号以降に検討。

#### 2. 今年度の活動計画について

「町田市5ヵ年計画 17-21」、「町田市公共施設等総合管理計画」への対応

鶴川図書館大好き!の会、まちだ未来の会と連携して活動する。

#### 映画会

ドキュメンタリー映画「疎開した 40 万冊の図書」の上映会

日時:2月27日(土)午後2時～4時⇒4月4日(日)の午後に延期、監督の金高謙二さんの講演等を追加する。右下、囲み記事参照。

#### 図書館見学会

茨城県守谷市中央図書館の見学と守谷市の図書館を考える会との交流。→継続

#### 3. 「町田市5ヵ年計画 17-21」、「町田市公共施設等総合管理計画」等について

##### 鶴川図書館大好き!の会の取り組み

鶴川図書館の今後について:11、12月に以下の3つのイベントを実施。

第2回鶴川図書館応援まつり 11/23(月・祝)

みんなで楽しく!読み聞かせカフェ(おはなし会、チェロの伴奏でペーパーサートも) 11/28(土)

第5回図書館カフェ in 鶴川 12/12(土)。以上「知恵の樹」Nº250参照。

2021年はこれらのイベントを鶴川図書館存続につなげるべく活動する予定。

1月に第6回図書館カフェ in 鶴川を企画する。⇒「知恵の樹」今号 3頁参照。

#### 「すすめる会」の取り組み

12月7日(月)4点にわたり、情報公開再請求した。⇒結果については、メーリングリストにて報告、「知恵の樹」今号 2,3頁参照。

鶴川駅前図書館への指定管理導入スケジュール(2021年3月議会で条例改正、4月に事業者の公募、8～9月で候補者選定、2022年3月協定書締結、4月から実施)。まずは3月議会に向けた取り組み。

#### 4. 前川喜平氏講演会の会計処理について(割愛)

#### 5. DVD「疎開した 40 万冊の図書」の貸出しについて(割愛)

#### 6. 図書館友の会全国連絡会「会員アンケート」について(割愛)

### 報告

#### 1. 団体及び個人からの報告

嘱託員労組:要求書回答、期末手当が下げられた。部分休業(育児時短)が3歳までに引き下げられたが、小学校入学まで適用に復活した。

柿の本文庫:伊藤忠記念財団の子ども文庫功労賞を志村妙子さんが受賞。

野口:さるびあ図書館の移動図書館車2号車のエンジンの調子が悪くなり、代車で運行。

#### 2. その他

団体会員のかえて文庫が退会。

#### ドキュメンタリー映画

「疎開した 40 万冊の図書」の上映会

日時:4月4日(日)午後(時間未定)

会場:鶴川市民センター ホール 定員:150名

主催:町田の図書館活動をすすめる会

共催:鶴川図書館大好き!の会

資料代徴収予定 ※詳細は、別途チラシ及び「すすめる会」のホームページに掲載予定です。

※2月27日(土)に予定していた上映会は、4月4日(日)に延期することになりましたのでご了承ください。金高謙二監督の講演等を企画しています。

☆図書館主催の上映会は、2月19日(金)午後2時～、中央図書館ホールにて開催予定です。

《編集後記》本紙今号で報告したように、昨年12月に情報公開再請求を行ったところ、昨年8月に請求した際に開示されたものと全く同じ資料が開示された。そのため再請求するのかの配慮に欠けた暴挙だ(T2)